

【変更の届出に係る提出書類一覧（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物共通）】

申請書類は、正本・副本を用意ください。副本は正本のコピーでかまいません。副本については、受付後、返却します。

申請用紙

産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十一号）又は特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十七号）

添付書類

変更の内容	添付書類
個人事業主 の住所 又は氏名 の変更	① 現許可証の写し ② 住民票の抄本又は謄本（届出日前3ヵ月以内に発行されたもの） ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ※住居表示の変更の場合は市区町村長の証明書でも可
法人の住所 又は 名称、組織 の変更	① 現許可証の写し ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本（届出日前3ヶ月以内に発行されたもの） ※住居表示の変更の場合は市区町村長の証明書でも可
役員、 株主、 出資者、 政令使用人 等の変更	① 現許可証の写し ② 新旧対照表（様式10） ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本（届出日前3ヶ月以内に発行されたもの）※役員の変更の場合に添付 ④ 新たに就任した役員、新たに100分の5以上の株式を有することとなった株主、新たに出資額の100分の5以上を出資することとなった出資者、新たに政令使用人となった者に係る次の書類（届出日前3ヵ月以内に発行されたもの） イ) 住民票の抄本又は謄本（本籍地の記載のあるもの） ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・株主又は出資者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本 ロ) 登記されていないことの証明書（後見登記簿ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明した書類） 【注1】 ハ) 申請者が法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した書類 誓約書（様式4）（役員又は政令使用人の変更の場合に添付。）

【注1】 登記されていないことの証明書とは、後見登記簿ファイルに「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証明した書類です。申請先は、窓口申請の場合①（②も可）、郵送申請の場合②です。

①各地方方法務局（千葉県；千葉地方方法務局戸籍課戸籍係 TEL 043-302-1316 千葉市中央区中央港 1-11-3）

※各支局及び出張所では業務を取り扱っておりません。

②東京法務局民事行政部後見登録課（TEL 03-5213-1360 〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2 合同庁舎）

※上記以外の事項の変更を計画している場合は、廃棄物指導課へお問い合わせください。